

(地I82)

平成21年7月13日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成20年4月に施行されました広告可能な診療科名の見直しにつきましては、紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」に対する経過措置の適用に関し、地域医療の現場において少なからず混乱や不満が生じ、本会に対しても数多くの問い合わせ等をいただいているところであります。

そのため、小職より厚生労働省医政局総務課長に対し、別紙の通り、「『更新のみを目的とした契約』については『広告の変更』に該当しないと従前からの診療科名を広告することができると解釈してよいか」につき見解を問うたところ、その通りとの回答を得ました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 別紙 >

(地 I 77)

平成 2 1 年 7 月 1 日

厚生労働省医政局総務課長

深 田 修 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて（照会）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関が広告可能な診療科名については、貴省より、「広告可能な診療科名の改正について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知）において診療科名の見直しに関する留意事項が示されているところです。

特に、平成 20 年 4 月 1 日前から広告している診療科名については、経過措置として、広告の変更を行わない限り、同日以後も広告することが認められています。広告の変更については、「看板の書き換え」がその一例として示されており、また、平成 20 年 4 月 1 日以後に新たに広告に関する契約を締結する場合についても、広告の変更に該当すると解釈されています。

しかし、内容を変更することなく紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のための契約」については、新たに広告に関する契約の締結として広告の変更に該当するのかが不明確な取扱いとなっています。そのため、地域医療の現場において少なからず混乱や不満が生じ、本会に対しても数多くの問い合わせや苦情等をいただいているところです。

つきましては、紙面や看板上に診療科名を広告する「更新のみを目的とした契約」については、「広告の変更」に該当しないとし、従前からの診療科名を広告することができると解釈してよいか、貴職の見解を伺います。



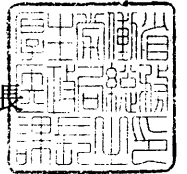
医政総発 0702 第 1 号

平成 21 年 7 月 2 日

社団法人日本医師会

常任理事 内田 健夫 殿

厚生労働省医政局総務課長



広告可能な診療科名の見直しに伴う経過措置に関する取扱いについて（回答）

平成 21 年 7 月 1 日付けで照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に診療科名変更の届出が行われたものについては、この限りではない。